

指定障害児通所支援事業者の  
適切な事業運営について  
(指定時研修資料④)

令和5年(2023年)3月

姫路市役所 監査指導課

# この資料の留意事項について

- 指定障害児通所支援事業を適切に運営いただくため、「児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の基準のうち、運営に関する事項について説明しています。  
(姫路市の条例も同様の趣旨です)
- 項目ごとに条文を示し、その下に、実地指導における主な指導事項を記載していますので、参考にしてください。
  - ※ 紹介する基準省令の下部に「※ 基準は児童発達支援を引用」とされているものは、他のサービスにも準用されている条文です。  
(詳細は、基準省令に準用規定が記載されていますので、ご確認ください)
  - ※ ●は実地指導における主な指導事項です。
- ここでは通所支援事業等の基準を用いて説明しますが、相談支援基準で内容が異なる場合があります。

事業者におかれては、実施される事業の基準等に沿って、適切な運営をしていただきますようお願いいたします。

# 内容及び手続の説明及び同意

**第12条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

**2** 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

※ 基準は児童発達支援を引用、※ 相談支援は相談支援基準第5条

## 【指摘事項】

- 契約が法人代表者名で行われていない。
- 重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順、第三者評価の実施状況等必要な事情が記載されていない。
- 「重要事項説明書」と「運営規程」間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違している。
- 「苦情相談の窓口」の市町村窓口として、障害児の援護の実施市である市町村を記載していない。
- 「その他の日常生活費」として利用者から費用を徴収するにあたり、保護者へ説明する際にその用途及び額並びにその理由について十分な説明を行っていない。

# 提供拒否の禁止

**第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。**

※ 基準は児童発達支援を引用、※ 相談支援は相談支援基準第7条

## 【指摘事項】

- 利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。

原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。

提供を拒むことのできる正当な理由は、一般的には、以下のとおりとなります。

- ① 当該事業所の従業者の勤務体制からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において、主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない利用申込者から利用申込みがあった場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合
- ⑤ 当該事業所の利用定員を超える利用申し込みがあった場合

なお、支援の不十分さを伝え利用申し込み者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は正当な理由に当たりません。また、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合は、勧告、命令、取消等の対象となる場合があります。

# 受給資格の確認

**第17条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

※ 基準は児童発達支援を引用、※ 相談支援は相談支援基準第9条

## 【指摘事項】

- 受給者証の写しを取る、などの方法による確認をしていない。
- 受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままであり、直近のものが保管されていない。

# 心身の状況の把握

**第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。**

※ 基準は児童発達支援を引用

## 【指摘事項】

- 通所支援計画等の作成に当たり、障害児の状況を把握・分析し、児童発達支援等の提供によって解決すべき課題が明らかにされていない。（アセスメントを実施していない。）
- サービス利用開始時の状況から、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。

# 契約支給量の報告等

**第13条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

**2** 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

**3** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

**4** 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

※ 基準は児童発達支援を引用

## 【指摘事項】

- 市町村に対して、受給者証記載事項等を報告していない。
- 受給者証等に契約内容が記載されていない。

# サービスの提供の記録

**第21条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

**2** 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

※ 基準は児童発達支援を引用

## 【指摘事項】

- サービス提供記録の記載内容に不備（具体的なサービス内容が記載されていないなど）がある。
- サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。
- サービス終了後にサービス提供記録（サービス終了に至った経緯や他事業所への引継ぎ状況等についての記録）を記録していない。
- サービス提供に関する諸記録や報酬請求の根拠となる書類が5年間保存されていない。

# 障害児通所給付費等の額に係る通知等

**第25条** 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

※ 基準は児童発達支援を引用

※ 医療型児童発達支援は基準第61条、相談支援は相談支援基準第14条

## 【指摘事項】

- 給付決定保護者に対して、障害児通所給付費等の金額及び明細等を記載した代理受領の通知が発行されていない。

# 基本取扱方針

**第26条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に  
応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配  
慮しなければならない。**

**2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定  
保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。**

**3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければな  
らない。**

※ 基準は児童発達支援を引用。

## 【指摘事項】

● 法人代表者の責任の下、管理者が従業者と協議し、自ら提供するサービスの質についての評価を実施していない。

# 情報の提供等（児童発達支援・放課後等デイサービス）

## 第26条

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

### 【留意事項】

公表が未実施の場合、自己評価結果等未公表減算が適用されます。

# 運営規程

**第37条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第43条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

※ 基準は児童発達支援を引用、※ 相談支援は相談支援基準第19条

## 【指摘事項】

- 運営規程と重要事項説明書（及び重要事項の掲示）の間で内容が相違している。
- 虐待防止や身体拘束の適正化に関して、委員会の設置等必要な措置を講じることを定めていない。

# 秘密保持等

**第47条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。**

**2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。**

**3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。**

※ 基準は児童発達支援を引用、※相談支援は相談支援基準第24条

## 【指摘事項】

- 従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。また、在職期間中の記述はあるものの、退職後の秘密の保持が明記されていない。
- 個人情報の使用について、障害児及び家族等から文書による同意を得ていない。

# 掲示

**第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。**

**2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。**

※ 基準は児童発達支援を引用、※ 相談支援は相談支援基準第23条

## 【指摘事項】

- 障害児の保護者や、利用を希望する保護者が見やすいところに重要事項の掲示がされていない。
- 従業員だけが出入りする場所に重要事項を掲示している。
- 運営規程しか掲示されておらず、事故発生時の対応、秘密保持、個人情報の保護、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順が欠落している。

# 個別支援計画の作成

**第27条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第54条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。**

**2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。**

**3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。**

**4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。**

**この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。**

**5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。**

# 個別支援計画の作成

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

※ 基準は児童発達支援を引用

## 【指摘事項】

- 少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。
- 個別支援計画作成のためのアセスメント、計画作成のための会議等を行っていない。
- 個別支援計画作成のためのアセスメント、計画作成のための会議等の記録を残していない。
- 個別支援計画の同意日の記載が漏れている。
- 個別支援計画の同意日より前に、サービスを提供している。

# 管理者の責務

**第36条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。**

**2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。**

※ 基準は児童発達支援を引用、※ 相相談支援は相談支援基準第18条

## 【留意事故】

管理者には専従要件があり、兼務は「事業所の管理上支障のない場合」に限られている。

## 【指摘事項】

- 事業所のサービス提供方針や法令遵守等について、管理者が従業者への指揮命令を適切に行っていない。
- 法令に従った正しい報酬請求など、業務管理が適切に行われていない。

# 児童発達支援管理責任者の責務

**第28条** 児童発達支援管理責任者は、前条（第27条：児童発達支援計画の作成等）に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- 2 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

**第29条** 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

※ 基準は児童発達支援を引用

## 【留意事故】

児童発達支援管理責任者には専従要件があり、兼務は「利用者の支援に支障のない場合」に限られている。

## 【指摘事項】

- 児童発達支援管理責任者が、個別支援計画を作成していない。
- 児童発達支援管理責任者が、利用者の状況を適切に把握していない。
- 児童発達支援管理責任者が、他の従業者に計画の内容を説明していない。  
(直接支援する従業者が個別支援計画の内容に沿った支援ができていない。)

# 勤務体制の確保等

**第38条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。**

**2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。**

**3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。**

**4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。**

※ 基準は児童発達支援を引用 ※ 相談支援は相談支援基準第20条

# 勤務体制の確保等

## 【指摘事項】

- 事業所ごとに作成すべき勤務予定表が作成されていない。
- すべての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
- 人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。
- 勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 加算の対象となる従業者の勤務時間が明記されていない。
- 管理者及び従業者等の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。
- 法人代表や役員が従業者として勤務した時間数を把握していない。
- 研修が計画的に実施されていない。または非常勤の従業員について研修が実施されていない。
- 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。

# 業務継続計画の策定等

**第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。**

**2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。**

**3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。**

※ 基準は児童発達支援を引用、※ 相談支援は相談支援基準第20条の2

## 【留意事項】

令和6年度より、完全義務化されます（現在は努力義務）。早期に業務継続計画の策定等を開始してください。

# 非常災害対策

**第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。**

**2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。**

**3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。**

※ 基準は児童発達支援を引用（居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援除く）

## 【指摘事項】

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）が策定されていない。
- 非常災害計画や、関係機関への連絡体制を保管しているが、災害時に従業員が速やかに通報できる体制が周知徹底できていない。
- 定期的な避難、救出、消火、その他必要な訓練が行われていない。

# 衛生管理等

**第41条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。**

**2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に各号掲げる措置を講じなければならない。**

**一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。**

**二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。**

**三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。**

※基準は児童発達支援を引用、※相談支援は相談支援基準第22条

## 【指摘事項】

- 従業者の健康診断が行われていない。また、実施されていた場合にあっても、健康診断の結果を把握し記録を残す（5年間保存）などの方法により、適切な管理が行われておらず、従業者の健康状態が把握できていない。
- 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとっていない。
- 事業所（施設）の設備及び備品等について、衛生的な管理が行われていない。

# 衛生管理等

## 【留意事項】

第2項については、令和6年度より完全義務化されます（現在は努力義務）。  
早期に感染症の予防等のための委員会の設置等の必要な措置を講じてください。

## 【指摘事項】

- 従業員の健康診断が行われていない。また、実施されていた場合にあっては、健康診断の結果を把握し記録を残す（5年間保存）などの方法により、適切な管理が行われておらず、従業員の健康状態が把握できていない。
- 感染症マニュアルを整備し、その内容を従業員に周知するなどして、感染症の発生又はまん延しないような取り組みがなされていない。
- 事業所（施設）の設備及び備品等について、衛生的な管理が行われていない。

# 身体拘束等の禁止

**第44条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 基準は児童発達支援を引用

## 【留意事項】

令和4年度より完全義務化。

身体拘束等の適正化を図る措置が講じられていない場合、令和5年度より身体拘束廃止未実施減算が適用される。

## 【指摘事項】

- 身体拘束の適正化のための委員会が開催されていない。または、委員会を開催した記録がない。
- 身体拘束の適正化のための指針を策定していない。
- 該当者がいないとの理由で身体拘束を要する場合の手續について具体的に定めていない等、指針に不備がある。

# 虐待の防止

## 第45条（略）

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ 基準は居宅介護を引用、※ 相談支援は相談支援基準第28条の2

## 【留意事項】

令和4年度より完全義務化。

## 【指摘事項】

- 虐待防止のための対策を検討する委員会が開催されていない。または、委員会を開催した記録がない。
- 虐待防止のための研修が開催されていない。または、記録がない、研修参加者の記載がない等の不備がある。

# 苦情解決

**第50条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。**

**2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。  
(第3項～第5項は省略)**

※ 基準は児童発達支援を引用、 ※相談支援は相談支援基準第27条

## 【指摘事項】

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

# 事故発生時の対応

**第52条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。**

**2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。**

**3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。**

※ 基準は児童発達支援を引用、 ※ 相談支援は相談支援基準第27条

## 【指摘事項】

- 事故・ヒヤリ・ハット事例に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 事故が発生した際に、利用者の家族、支給決定を行う市町村、指定権者（姫路市）への連絡がされていない。
- 事故の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

# 会計の区分

**第53条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。**

※ 基準は児童発達支援を引用（医療型児童発達支援除く）、※相談支援は相談支援基準第29条

## 【指摘事項】

- 指定事業所（施設）ごとに経理が区分されていない。
- 事業の会計とその他の事業の会計が区分されていない。

# 記録の整備

**第54条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。**

**2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。**

- (1) 第21条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録**
- (2) 児童発達支援計画**
- (3) 第35条の規定による市町村への通知に係る記録**
- (4) 第44条第2項に規定する身体拘束等の記録**
- (5) 第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録**
- (6) 第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**

※基準は児童発達支援を引用、相談支援は相談支援基準第30条

## 【指摘事項】

- 指定事業所で必要な記録が整備されていない。または年度ごと、利用者ごとに保管されていない。
- サービス提供に関する諸記録や報酬請求の根拠となる書類が5年間保存されていない。
  - ※ 保存する記録については、各基準に定められるものによること。

# 身分を証する書類の携行

**第71条の11** 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

※ 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援のみ

※ 相談支援は相談支援基準第11条

## 【留意事項】

- 従業者に身分証を携行させていない。